

## 入札等に関する有識者会議（令和7年度 第2回）議事要旨

### 【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和7年4月から令和7年8月に契約した工事の入札結果並びに入札参加停止措置の実施状況について事務局より報告を行った。（資料1、資料2、資料3、追加配布資料「令和7年度（4月～8月分）工事制限付一般競争入札 不調不落案件」）

#### <主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加資料中の「入札率」という値があるが、これは何に対する率なのか。</li> <li>・追加資料のNo.7「湊42号橋橋梁補修工事」は、予定価格も決して低くなく、応札があったにもかかわらず最終的に随意契約になっている。どのような原因があったのか。</li> <li>・最初の入札に参加した業者は、他の工事に入ってしまったということか。</li> <li>・第一落札候補者が所定の書類を提出しなかった場合、ペナルティのようなものはあるのか。</li> <li>・追加資料のNo.9、No.10の随意契約に移行した工事は、その後契約締結に至ったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加資料中の「入札率」は、予定価格に対する最低入札金額の割合である。</li> <li>・まず当初の入札において、2者応札があり、第1落札候補者が決定したが、所定の書類が時間までに提出されず無効となった。もう1者の応札は予定価格を超過していたため、当初の入札が不調となった。これを踏まえて再公告を行ったが、再公告では応札がなく不調となり、随意契約に至ったというもの。</li> <li>・技術者の配置が困難になったことなどが想定される。</li> <li>・第1落札候補者が所定時間内に書類を提出しなかったことに対するペナルティは設けていない。</li> <li>・これらの2件のうち、「生涯学習総合センター非常用発電機修理工事」については随意契約により契約締結に至っている。しかし、「湊42号橋橋梁補修工事」については、入札不調の結果、施工時期が冬にずれ込んでしまい、工事に伴う迂回道路設定について地元の同意を得ることが難しくなり、現在この工事は契約が締結できて</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回追加配布のあった不調案件の資料は、非常に分かりやすい。再公告から随意契約に至った発注案件など、イレギュラーな動きをしたものについては、個別の事情・状況などを説明していただけると、より良いと考える。</li> <li>・入札参加者数と落札率にはある程度の相関関係があるのか。</li> <li>・入札参加者は、入札期間中にいくつの業者が応札しているか知ることができるのか。</li> <li>・資料 11 ページの備考欄に記載のある「2号随契」と「8号随契」の違いは何か。</li> <li>・「再入札」と「再公告」の違いを改めて確認したい。</li> <li>・「入札方式別発注工事一覧表」のうち、随意契約の表には、備考欄に随意契約理由を簡潔に記載していただけるとわかりやすい。</li> <li>・資料 12 ページの入札参加資格停止について、市は、どのようにして県外業者の独占禁止法違反情報を把握するのか。</li> </ul>	<p>いない状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の見やすさについては、今後も改善を図ってまいりたい。</li> <li>・入札参加者数が多い、つまり競争性が高い場合は、落札率もそれに伴って低くなるという一定の相関関係はあろうと考える。</li> <li>・本市では電子入札システムを採用しており、入札者は、開札までの間に他の業者の応札状況、応札数を知ることはできない。</li> <li>・2号随契は、その業者でないと施工できない、つまり競争入札に馴染まない性質のものである。一方、8号随契は、競争入札を行った結果、落札者がいなかった場合に、地方自治法施行令の規定に基づき随意契約を行うものである。</li> <li>・「再入札」は、開札の結果、応札者全員が予定価格を超過していた場合などに、応札者で直ちに再度入札を行うもの。「再公告」は、一旦その入札自体を終了させ、改めて公告を行って応札者を募るもの。</li> <li>・資料の作成について改善したい。</li> <li>・独占禁止法違反等の大きな影響を及ぼす案件では、県がまず入札参加資格停止を行い、その停止情報が市町村に提供される。市町村では、そ</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法違反等の情報把握が遅れてしまった場合はどうなるのか。処分の時効のようなものはあるのか。</li> <li>・県と市町村で、入札参加資格停止の開始時期がずれる場合があるということか。</li> <li>・仮に3年ほど経過してから停止措置漏れが発覚した場合は、どのような対応を図るのか。入札参加停止措置事由の「消滅時効」のようなものはあるのか。</li> <li>・入札参加停止措置期間は、各自治体の内規によって定められているのか。</li> <li>・国の示すモデルでは、入札参加停止措置事由の消滅時効の概念などは示されていないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>れを受けて対応するケースがある。また、市でも定期的に公正取引委員会の情報を確認し、対応を行っている。</li> <li>・見落とし等によって時期的に遅れたとしても、参加資格停止等は適切に行っていく必要がある。</li> <li>・個々の自治体ごとの入札参加停止措置であるため、当然に入札参加停止措置期間の始期・終期は異なる。</li> <li>・他自治体の例を見ると、停止措置の要綱などで「過去1年以上経過したものについては、停止処分の対象としない」等の条項を設けているケースもあり、どのような在り方が望ましいのか研究していく必要があると考えている。</li> <li>・国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会による標準的な入札参加資格停止期間のモデルが示されており、本市ではこれに準拠して入札参加資格停止期間について内規を定めている。</li> <li>・示されていない。</li> </ul>
--	---

**【抽出の対象とする案件の報告】**

三橋委員より、令和7年4月から令和7年8月までの制限付一般競争入札、随意契約による発注工事から抽出した審議案件3件と、その抽出理由について説明。

**■各案件の抽出理由**

(No.1) 三本松地区盛土整形工事

- ・この「盛土整形」とはどのようなものなのか。この工事によって何に活用されるのか。
- ・予定価格が高額で入札参加者も多い工事であったその背景について確認したい。

(No.2) 東部公園災害時給水拠点整備工事

- ・災害時の備えとして重要な工事と考える。今後も同様の工事の予定はあるのか。
- ・入札参加者が一者だったのは特別な技術が必要だったからか。今後の同種工事でも一者応札が続くおそれはないのか。

(No.3) 生涯学習総合センター非常用発電機修理工事

- ・随意契約の相手方はどのように決定するのか、また契約価格はどのように決めるのか。
- ・随意契約の落札率は100%になるのが普通と考えるが、そうでないものが生じる理由についても確認したい。

**【抽出事案に関する説明及び確認】**

○No.1 三本松地区盛土整形工事の工事内容について、担当課（都市計画課）より説明を行った。

○三橋委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

(盛土整形工事の概要)

- ・高所を切り土し、低所に盛土して地形を一律に台形に整え、斜面（のり面）を整形し、その表面に遮水及び防草シートを一面に張るという工事である。

(事業の経緯と目的)

- ・この地区は、もともと宅地造成する予定であったが、平成17年に土壌から基準値を超えるヒ素等が確認された。その後、安全性を確認しつつ有効活用の方法を検討してきたが、現状の地形を活かした利活用について検討を進めている。今回の工事は、将来的に高台の避難所を兼ねた緑地などを整備することを見据えた整備となる。

(入札参加者が多かった理由)

- ・今回の工事は、施工内容がいわゆる土工であり、盛土、のり面整形、シート張りなど工種が少ないこと、また専門性も決して高くないことから、多くの事業者が応札可能であったため、応札意欲が高い工事になったものと考えている。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期はどのくらいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は令和7年6月12日から令和7年11月27日までを工期として発注したが、天候不順等のため、現在は工期を変更し令和8年1月9日まで延長している。最近も雨が続き、年度末まで再延長が必要か検討している状況である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事で出た土砂はどこへ運ぶのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂は搬出せず、すべて場内で高所を削り、低所に埋める形で整形する。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査の状況は。</li>   <li>・失格者が5者出ている。最低制限価格のランダム係数について、応札意欲の高い時期にはこの係数を低く設定するようなことはできないのか。また、やはりランダム係数というのは必要なのか。</li>   <li>・最低制限価格の設定率は、工事の難易度とは関係が無いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の工事で土を動かした際に一時的に基準を超えたが、12月には正常値に戻っており経過を観察しているところ。現在は県振興局の助言を踏まえ、月1回の水質調査を継続している。</li>   <li>・最低制限価格設定におけるランダム係数を時期に応じて変動させることについては、これまでの会議でもご意見をいただいているところ。この係数が無い場合、公表されている算定率だけで最低制限価格が特定できてしまう。発注にあたっては、単に最低制限価格近傍の値を狙った入札ではなく、積算能力のある業者によって価格競争が行われることが重要であると考えており、現状の方式を採用している。</li>   <li>・工事の難易度によって上下動するものではない。</li> </ul>
---	--

○No.2 東部公園災害時給水拠点整備工事について、担当課（上水道施設課）より説明を行った。

○三橋委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

（工事概要）

- ・公園内に水道管を引き込み、災害時給水栓、給水器具格納箱、標識等を設置するもの。

（市の全体計画）

- ・大規模地震等の災害時に給水を確保するため、市内13箇所に「災害時給水栓」を、また郊外など水道管の耐震化に期間を要する地域には「耐震性貯水槽」を整備する計画。これらを災害時の給水拠点として考えている。

（工事内容と、入札参加者が一者であった理由）

- ・この工事は、地上式の消火栓と同様のものを設置するもので、特殊な技術は必要なく、通常の配水管布設替工事の一種である。今回一者応札となった理由は、工事価格が比較的小額であること、また給水栓が特注品のため納期が長くなることなどが、事業者が入札を躊躇された要因と考えられる。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時給水栓の設置予定区域まで、水道管の耐震化は進んでいるという理解で良いのか。</li>   <li>・給水栓の納期が長いのはなぜか。</li>   <li>・複数箇所の工事をまとめて発注することはできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、災害時給水栓の設置を計画している 13 箇所のうち、門田地区の総合運動公園までは耐震化が完了している。それ以外の箇所は順次耐震管で繋ぎ、災害時給水栓を設置していく計画である。ただ、市内全域の耐震化には時間を要する見込みである。</li>   <li>・通常の消火栓は赤色だが、今回は市の指定色に塗装・名入れ等を行うため、発注から納品まで 3 ヶ月程度要する。</li>   <li>・水道管の耐震化がある程度進めば、複数箇所をまとめて発注することも可能だが、水道管耐震化の進捗による。複数箇所をまとめて発注することで工事金額が大きくなり、事業者の応札意欲の高まりに繋がる可能性はある。</li> </ul>

○No.3 生涯学習総合センター非常用発電機修理工事の工事内容について、担当課（公共施設管理課）より説明を行った。

○三橋委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

（工事概要）

- ・非常用発電機のセルモーターキットの取替工事である。

（契約の経緯と価格決定のプロセス）

- ・2度の入札不調を経たため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約を行ったもの。
- ・そのため、過去にこの発電機を設置した事業者である株式会社目黒工業商会に施工を依頼したもの。価格決定については、随意契約であっても市で予定価格を積算し、その上で、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約に至る。また、随意契約の場合、予定価格は事後公表である。そのため、必ずしも落札率が 100%になるものではない。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
-------	--------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約の場合の工期は、受注者と調整し決定するのか。</li>   <li>・ 一般に、予定価格の多寡と工期の長短は一定の相関関係にあるように理解している。今回の工事は予定価格が約 140 万円と少額だが、工期は半年以上に及んでいる。その理由は。</li>   <li>・ 予定価格の積算における「参考見積もり」と、契約時の「見積書」の役割の違いがわかりにくい。</li>   <li>・ 今回の相手方事業者はどのように選定したのか。</li>   <li>・ 随意契約の際の、業者選定の基準・マニュアルのようなものはあるのか。</li>   <li>・ 資料 11 ページを見ると、他の随意契約（2号随契）を見ると、契約率が100%のものもあれば、8割を切るものもある。このばらつきはなぜ生じるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期は発注段階に市で決定するため、随意契約であっても予め受注者と調整を行うことは無い。</li>   <li>・ 機器の製作に一定の期間を要するため、このような工期となった。</li>   <li>・ まず、県の積算単価等に掲載がない部材等の価格を把握するため、複数の事業者から「参考見積もり」を取得し、それを基に市の「予定価格」を算出する。随意契約の相手方と交渉する段階では、入札における「入札書」と同じ意味合いで「見積書」の提出を求める。この金額が予定価格の範囲内であれば契約となる。</li>   <li>・ 2度の入札で応札者がいなかったため、この建物の建設時に非常用発電機を設置した業者に依頼したもの。</li>   <li>・ 随意契約時の業者選定に係る基準・マニュアルといったものはない。8号随契については入札に付して落札者がいない、という事実を背景として随意契約を行うもの。また、2号随契については当該業者以外に履行可能な者がいない、という唯一性を背景として随意契約を行うもの。</li>   <li>・ 100%に近いものは、ほとんどが機材費のみで構成されており、経費圧縮の余地がほとんどない案件と考えられる。一方で 70%台のものは、事業者側での経費圧縮など、価格調整の余地があるものと推察する。</li> </ul>
---	--